

公益社団法人大阪社会福祉士会 職員等給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）職員等就業規程（以下「職員等就業規程」という。）第18条の規定に基づき、職員及び嘱託職員（以下「職員等」という。）の給与、賞与及び退職金に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員等の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、管理職手当、時間外勤務手当、通勤手当、特別手当とする。

(職員の基本給)

第3条 職員の基本給は、別に定める俸給表(別表1)に基づき、本人の職務、資格及び勤務成績等を考慮して決定する。

2 新たに採用された職員の基本給は、俸給表に基づき本人の学歴、職歴、資格、技能及び他の職員との均衡等を考慮して定める。

3 俸給表は、経済価値の変動のともない改定することがある。改定は、原則として4月に行う。

(昇給)

第4条 昇給は、原則として毎年4月1日をもって、基本給について行うものとする。ただし、当該年度が前条第1項に定める俸給表の最終号俸に当たる場合は、次年度以降の昇給は、2ヵ年毎とし、昇給額は当該年度の2分の1とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が現に受けている俸給を受けるに至ったときから12ヶ月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、昇給させることができる。

3 昇給は、満58歳に達した職員には行わない。

(嘱託職員の基本給等)

第5条 嘱託職員の基本給については、本人の勤務時間、経験及び専門的知識等を勘案して、月額300,000円を限度として本会会長（以下「会長」という。）が定め、嘱託職員には前条の規定は適用しない。

(管理職手当)

第6条 事務局長、事務局次長、主任及び副主任に管理職手当を支給する。ただし、非常勤嘱託職員には、勤務割合に応じて支給する。

2 管理職手当の額は、次のとおりとする。

(1) 事務局長 月額 50,000円

(2) 事務局次長 月額 35,000円

- (3) 主任 月額 20,000円
- (4) 副主任 月額 10,000円

(時間外勤務手当)

第7条 職員等就業規程第11条の規定により職員等に時間外又は休日に勤務を命じたときは、その時間又は休日の勤務時間に対して、次の各号の定めるところにより時間外勤務手当を支給する。ただし、休日を振替えた場合は手当を支給しない。

- (1) 当該時間外勤務が当該清算期間の所定労働時間を超えて行われた場合は、所定の1時間当たり基本給の額に1.25(時間外勤務時間が午後10時から午前5時までの場合は1.50)を乗じて得た額にその超えた時間数を乗じて得た額
- (2) 休日に勤務が行われた場合は、所定の1時間当たりの基本給の額に1.35(その勤務が午後10時から午前5時までの場合は1.60)を乗じて得た額にその勤務を行った時間数を乗じて得た額
- 2 前項に定める「所定の1時間当たりの基本給の額」は、当該時間外勤務を行った職員等のその月の基本給の額を当該清算期間の所定労働時間数で除して得た金額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事務局長、事務局次長には、時間外勤務手当を支給しない。

(休暇時の基本給等)

第8条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間を勤務したときに支払われる通常の基本給等を支給する。

- 2 産前産後の休業期間及び生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 3 特別休暇の期間は、第1項の基本給等を支給する。
- 4 休職期間中は、原則として無給とする。
- 5 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業、介護休業の期間及び育児時間の取扱いに関しては別に定める。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の区分により支給する。

- (1) 職員等が通勤のために有料の交通機関を利用する場合は、月額30,000円を限度として、月額により交通費の実費を支給する。
- (2) 職員等が通勤のために自転車、自動車その他の交通用具を使用し、かつ、使用距離が片道2km以上である場合は、次の区分に従い月額により支給する。

| | |
|-------------------|-----------|
| 片道2km以上10km未満の場合 | 月額 4,100円 |
| 片道10km以上15km未満の場合 | 月額 6,500円 |
| 片道15km以上25km未満の場合 | 月額11,300円 |
| 片道25km以上35km未満の場合 | 月額16,100円 |
| 片道35km以上の場合 | 月額20,900円 |

- 2 月の途中で採用又は委嘱された職員等の通勤手当は、採用又は委嘱の日から日割により支給する。
- 3 月の途中で順路又は利用交通機関の変更等が生じた場合は、通勤手当の額の変更は届出のあった翌月から行う。

(特別手当)

第10条 特別手当は、職員等が従事する業務の責任及び特殊性に鑑み支給する。支給額は、会長が次の額の範囲内で裁定する。

月額 上限50,000円以内

- 2 社会福祉士資格を有する職員等には、社会福祉士手当として月額10,000円を支給する。
- 3 ホームレス夜間対応手当として1日1,500円を支給する。

(給与の減額)

第11条 欠勤、遅刻、早退等により職員等が勤務しないときは、その勤務しない時間につき、第7条第2項に定める所定の1時間当たり基本給の額を減額して給与を支給することができる。

(給与の支払)

第12条 給与は通貨にて直接本人に支給する。ただし、職員等の同意を得た上で、本人が指定する銀行等の金融機関に振込によって支給することができる。

- 2 月の1日から末日までの期間についての全額をその翌月の10日（その日が休日のときは前日）に支給する。
- 3 給与の支払のときに給与所得税等法定されたもの、給与の過払い、書面協定によるものについては、その金額を控除することができる。

(賞与)

第13条 職員等に賞与を支給することができる。ただし、非常勤嘱託職員には、支給しない。

- 2 賞与の支給日は、原則として上半期は6月30日、下半期は12月15日、年度末は3月25日とする。
- 3 賞与を支給する職員等は、支給日に在職する職員等であって、賞与の額は、会長が本会の財政状況と職員等本人の勤怠や業務成績を、又在職期間が6ヶ月に満たない職員等にあっては、その期間の割合などを考慮して各人ごとに決定し支給する。ただし、賞与支給日に在職期間が3ヶ月に満たない者には支給しない。
- 4 賞与の算定期間は、次のとおりとする。
 - (1) 上半期賞与 前年の12月1日から当年の5月31日まで
 - (2) 下半期賞与 当年の6月1日から11月30日まで
 - (3) 年度末賞与 前年の4月1日から当年の2月末まで

(退職手当の支給)

第14条 勤続1年以上の常勤の職員が退職し、又は解雇されたときは、退職金を支給する。

2 前項に定める退職金の支給は、本会が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「事業本部」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

3 職員が職員等就業規程第27条第1項により懲戒解雇されたときは、事業本部に対して退職金の減額を申し出ることができるものとする。

(掛金額)

第15条 退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給に応じ、別表2に定める掛金月額によって締結する。

2 職員等就業規程第19条により休職する期間は、本会の都合による場合を除き、事業本部への掛金の支払はしない。

(退職手当の額)

第16条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた金額とする。

(退職手当の支払)

第17条 退職手当は、本人に支給するものとし、本人が死亡した場合には、中小企業退職金共済法の定めるところにより遺族に支給する。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この規程は、2019年3月17日から施行する。
2. 公益社団法人大阪社会福祉士会職員等給与規程（2016年3月20日制定）は廃止する。
3. 公益社団法人大阪社会福祉士会職員等給与規程（2014年3月16日制定）は、廃止する。
4. 公益社団法人大阪社会福祉士会職員等給与規程（2013年5月26日制定）は、廃止する。
5. 社団法人大阪社会福祉士会職員等給与規程（2009年4月1日制定）は、廃止する。
6. 社団法人大阪社会福祉士会職員等給与規程（2008年4月1日制定）は、廃止する。

別表1 (第3条関係)

職員俸給表

(単位:円)

| | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号俸 | 271,500 | 224,500 | 193,000 | 184,000 |
| 第2号俸 | 277,000 | 229,000 | 197,500 | 188,000 |
| 第3号俸 | 283,000 | 233,500 | 202,000 | 192,000 |
| 第4号俸 | 290,000 | 238,500 | 207,000 | 196,000 |
| 第5号俸 | 297,000 | 243,500 | 212,000 | 200,000 |
| 第6号俸 | 303,500 | 248,500 | 217,000 | 205,000 |
| 第7号俸 | 310,000 | 254,500 | 222,500 | 210,000 |
| 第8号俸 | 315,500 | 261,000 | 228,500 | 214,000 |
| 第9号俸 | 321,000 | 267,500 | 234,500 | 218,000 |
| 第10号俸 | 325,500 | 273,000 | 239,500 | 221,000 |
| 第11号俸 | 330,000 | 278,500 | 244,500 | 224,000 |
| 第12号俸 | 333,500 | 283,000 | 248,500 | 226,000 |
| 第13号俸 | 337,000 | 287,500 | 252,500 | 228,000 |
| 第14号俸 | 340,000 | 291,000 | 255,500 | 229,500 |
| 第15号俸 | | 294,500 | 258,500 | 231,000 |
| 第16号俸 | | 297,500 | 261,000 | 232,200 |
| 第17号俸 | | 300,500 | 263,500 | 233,400 |
| 第18号俸 | | 302,500 | 265,500 | 234,400 |
| 第19号俸 | | 303,500 | 267,500 | 235,400 |
| 第20号俸 | | 304,500 | 269,000 | 236,200 |
| 第21号俸 | | | 270,500 | 237,000 |
| 第22号俸 | | | 271,700 | 237,700 |
| 第23号俸 | | | 272,900 | 238,400 |
| 第24号俸 | | | 273,900 | 238,900 |
| 第25号俸 | | | 274,900 | 239,400 |

1 おおむね1等級は事務局長の職にある職員に、2等級は事務局次長の職にある職員に、

3等級は主任の職にある職員に、4等級は一般職員にそれぞれ適用する。

2 原則として大学卒4等級5号俸、高校卒4等級1号俸を初任給とする。

以下については会長が判断する。

3 一般職より副主任への昇格は、最低在籍期間3年で成績・勤務態度により判断する。

4 副主任より主任への昇格は、最低在任期間2年で成績・勤務態度により判断する。

5 主任より次長への昇格は、最低在任期間5年で成績・勤務態度により判断する。

6 次長より局長への昇格は、最低在任期間5年で成績・勤務態度により判断する。

7 前職加算は、直近10年間の経歴について業務との関連を評価し、1年につき1/2号俸加算、小数点以下切捨。

別表 2 (第 1 5 条関係)

掛 金 月 額 表

| 基本給月額 | 掛金月額 |
|-----------------------|----------|
| 160,000 円 未満 | 8,000 円 |
| 160,000 円～200,000 円未満 | 10,000 円 |
| 200,000 円～240,000 円未満 | 12,000 円 |
| 240,000 円～280,000 円未満 | 14,000 円 |
| 280,000 円～320,000 円未満 | 16,000 円 |
| 320,000 円～350,000 円 | 18,000 円 |
| | |